

様式の変更はできません(行数を増やすのは可)

様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標(冒認対策商標以外)の申請用)

令和元年〇月〇〇日

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター
理事長 桑野 龍一 殿

申請者 住所 福岡県〇〇市〇〇〇〇〇〇
〇〇-〇
名称 〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△ 印

令和元年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)
間接補助金交付申請書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)実施要領(平成31年4月1日付け20190314特第3号。以下「実施要領」という。)第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)交付要綱(平成31年3月27日付け20190314特第1号)及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別(いずれかに○)

<input checked="" type="radio"/>	①法人
<input type="radio"/>	②個人事業者
<input type="radio"/>	③事業協同組合等
<input type="radio"/>	④商工会、商工会議所
<input type="radio"/>	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
5,000千円	60人	13ケタの法人番号	製造業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

【確認事項(□にチェック)】

- 大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)ことに相違ない。
- ※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
 - ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
 - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
 - ・大企業が役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

内容を確認しチェック

3. 申請案件種別 (いずれかに○)

(外国出願)

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考:国内出願)

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

こちらの欄も忘れず
に○印を記入

4. 外国特許庁への出願の方法 (該当するものに○ (複数可))

<input type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="radio"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	特願○○○○-○○○○○	出願日	○○○○年○月○日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	PCT/JPO○○○/○○○○○	出願日	○○○○年○月○日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	○○株式会社		
登録番号	第○○○○○○○号	登録日	○○○○年○月○日
権利者	○○株式会社		
発明・商標等の名称	○○装置	登録済のものは記入	
発明・商標等の内容	○○装置は、○○を○○処理するために用いられるものであって、A要素と、B要素と、C要素とを備えている。さらに、本発明に係る○○装置では、D1要素を備えている。これにより、○○処理にかかる時間を短縮できる。		

※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合 (外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合) には、「5.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	
---	--	---	--

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	〇〇装置
発明・商標等の内容	〇〇装置は、〇〇を〇〇処理するために用いられるものであって、A 要素と、B 要素と、C 要素とを備えている。さらに、本発明に係る〇〇装置では、D1 要素を備えている。これにより、〇〇処理にかかる時間を短縮できる。また、・・・
出願人	〇〇株式会社
発明者等	〇〇株式会社
出願（予定）国	タイ、ベトナム
出願スケジュール	タイ：2019年11月下旬 ベトナム：2019年12月中旬
審査請求スケジュール (審査請求制度があるもののみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 出願と同時（同日）（注1）を行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他（ ）
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	

商標の場合は外国出願を予定する商標を記載してください。

基礎となる国内出願等の内容から一部を変更する場合は、必ず記入してください。また、採択後、実際に出願する段階になってからの変更は原則認められません。申請可能な変更については「申請者（中小企業等）向けQ&A」Q14、Q17、Q30も参照ください。

- ※「出願人」及び「発明者等」の欄は、出願人及び発明者等の氏名を記入してください。
- ※「基礎となる国内出願又は権利の内容」は、国内出願又は権利の内容を想定しています。
 - ・国内出願の内容を補正して外国出願する場合
 - ・商標の外国特許庁への直接出願する場合
 - ・種別を変更して外国出願する場合
- ※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」は、意匠登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。
- ※「4.」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）場合には、PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。
- ※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

(注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

8. 間接補助金交付申請額
441,000 円

助成対象経費の1/2
 1,000円未満の端数は切り捨てます。

(内訳) (単位：円)

国名／合計	外国特許庁へ の出願手数料	現地代理人費 用	国内代理人費 用	翻訳費用	国別計／合計
タイ	1,800	100,000	162,000	216,000	479,800
ベトナム	500	130,000	129,600	194,400	454,500
外国出願経費合計	2,300	230,000	291,600	410,400	934,300
助成対象経費	2,300	230,000	270,000	380,000	882,300
持ち分に応じた対 象経費		消費税込	消費税抜		882,300
間接補助金申請額					441,000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

9. 外国特許庁への出願の動機・目的

権利取得について、以下①～②の項目についてなるべく具体的に記入してください。
 内容が出願予定国ごとに異なる場合は、出願予定国ごとに記入してください。

① 権利取得の動機
 ② 事業の目的（模倣品対策、技術保護だけでなく、出願予定国において事業を行う目的を記載）

◀ 特許の場合 ▶
 弊社は、〇〇処理する〇〇装置を日本で製造し、東南アジアで販売している。一般に、〇〇処理には長時間を要することが課題であるが、今回D1 要素を付加することで、〇〇処理の効率化を実現した。この発明にかかる特許をタイで取得することにより、模倣の発生を防止し、〇〇装置のシェア拡大を目指している。
 さらに、・・・
 また、〇〇〇〇年を目処に〇〇装置の販売をベトナムでも予定している。この発明にかかる特許をベトナムでも取得することにより、ベトナム進出の補助としたい。
 さらに、・・・

◀ 商標の場合 ▶
 本製品Aは従来使用されてきた製品Bの代替製品であり、日本と共通のブランド名Xを付して、アジア統一ブランドとして、東南アジア等で事業展開を行っていく計画である。
 そこで、ブランド名Xの商標登録を行い、他社製品との差別化、PR力向上をはかる。東南アジアでの製品Aのブランド育成を行うことにより、売上向上を期待している。
 また、〇〇〇〇年をめぐりに既にインドネシアで販売（商標登録済み）している製品Aをタイ、ベトナムでも販売する予定である。タイ、ベトナムにおいても、インドネシアと同様に市場性があり、統一ブランドXを用いて販売していきたい。また、・・・

10. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

事業展開計画について、以下①～⑤の項目についてなるべく具体的に記入してください。
内容が出願予定国ごとに異なる場合は、出願予定国ごとに記入してください。

- ① 市場ニーズ・市場規模
- ② 事業種の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）
- ③ 海外展開形態（製品輸出、現地法人での生産、現地企業によるライセンス生産等）
- ④ 事業展開計画
現在どの程度まで計画が進んでいるか、進捗が分かるように記載してください。
- ⑤ 予想される売上高、利益額

- 現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料がある場合は、別途添付してください。
- ガントチャートなど事業展開計画の詳細を示す資料がある場合は、別途添付可能です。
- 投資機関など第三者の事業評価書がある場合は、その写しを別途添付可能です。
- シェトロ等が実施する海外展開支援を受けている場合は、その旨を記入してください。

＜ 特許の場合 ＞

- ・タイにおいては、既に〇〇商社を通して〇〇装置の販売事業を行っている。外国出願を機にタイ国内での〇〇装置の製造を開始し、販売する予定である。その後、・・・
- ・ベトナムにおいては、〇〇装置を製造する予定はないが、タイ製造した同製品を輸出販売する予定である。その後、・・・

＜ 商標の場合 ＞

- 2012年より、インドネシアで、旧製品Bを現地会社Cなど数社を通じて販売してきた。2018年実績では、弊社は〇〇%のシェア（市場規模〇億円に対して、販売実績〇〇万円）を持っている。市場の良好な反応と高い市場の伸びから、新製品Aについても良好な反応が予想され、インドネシアでの弊社の売上も年〇〇%の伸びを見込んでいる。
- 日本と共通のブランド名Xの商標を出願し、インドネシア、タイ、ベトナムでのアジア統一ブランドを確立する。2018年にインドネシア国内に自社製造工場を設立し、インドネシアで製品Aの製造販売を開始した。2019年の売上高目標を〇〇万円としている。
- また、2020年中には、インドネシアからタイ、ベトナムに向けて輸出販売を行いたいと考えている。2020年のタイ、ベトナムの売上高を〇〇万円にする計画である。さらに、・・・

11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

- ・製品の用途・使用方法等を記載してください。
- ・出願する技術・意匠等が製品のどの部分に活かされているかを記載してください。
- ・製品のパンフレット等がある場合は、別途添付してください。

本製品は、広く一般家庭や飲食店等において、〇〇する際に使用される。利便性向上の観点から、〇〇処理が速やかに行われることが好ましく、本発明の〇〇装置によれば、〇〇部分にD1 要素を付加することで利便性の向上が図られる。
また、……。さらに、……

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

- ①調査データベース②調査種類③調査対象範囲④検索式⑤調査実施者（調査経験年数又は調査担当件数）を記入してください。
- 国際調査報告書が既に作成されている場合には、同報告書の写しを添付してください。
- 物件として、先行技術を示す公報等を添付する場合、該当する場所（段落等）にマーカー等で印をつけるか、該当箇所を記載してください。
- 調査結果を別紙にて添付も可能です。その場合は、その旨をこの欄に記載ください。

調査

条件

- ① 調査データベース：特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
- ② 調査種類：公開特許公報、特許公報、公開実用新案公報、実用新案公報
- ③ 調査対象範囲：1900年0月0日～2000年0月0日
- ④ 検索式：キーワード（例えば「〇〇装置」、「A 要素」、「B 要素」、・・・）やIPC 分類等
- ⑤ 調査実施者：弁理士 〇〇〇〇（調査経験10年）

調査結果

- 文献1：特開〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
- 文献2：特開平〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
- 文献3：特開〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報

以下についても、可能な範囲でご記入ください。

- 調査結果の中で近い又は類似と思われる特許・実用新案公報等の概要について段落番号や図番を明示して記載してください。なお、調査結果によっては、一般的な従来技術を示すものとなっても構いません。
- 新規性等について、先行技術、先行意匠、類似商標との相違点を詳しく記載してください。

《 特許の場合 》

文献1の要旨

文献1には、・・・「A 要素」、「B 要素」及び「C 要素」からなる〇〇装置が記載されている（段落[0012]～[0021]、図1及び図2参照）。

また、文献1には、・・・

文献2の要旨

文献2には、・・・「D2 要素」を有する××装置が記載されている（段落[0024]及び図4参照）。

また、文献2には、・・・

文献3の要旨

文献3には、・・・「D2' 要素」を有する××装置が記載されている（段落[0040]及び図7参照）。

また、文献3には、・・・

相違点

文献1には、本発明の前提構成が記載されているが、「D1 要素」が記載されていない点が相違する。

文献2及び文献3には、それぞれ「D2 要素」、「D2' 要素」が記載されているが、本発明には「D1 要素」が記載されている点が相違する。「D1 要素」と「D2 要素」、「D2' 要素」とでは機能は共通するが、〇〇部分の形状が異なっている。

また、・・・。さらに・・・

補正：国際調査報告書において進歩性を有していないと指摘された請求項4～5については、移行時に削除する予定

◀ 商標の場合 ▶

最低限「特許情報プラットフォーム（JPlatPat）」での調査をお願いします。
適正な評価を受けるために後述の外国調査データベースを用いた調査をお勧めします。

- ①調査データベース②調査対象範囲（蓄積データ最新日付または調査実行日）③ 検索に用いた項目④調査実施者（調査経験年数又は調査担当件数）を記入してください。
- ・調査会社、現地代理人等による調査報告書がある場合には同報告書の写しを添付してください。
- ※検索に用いた項目は、（称呼、区分等）を具体的に記入してください。

<文例>

調査条件

- ① 調査データベース：特許情報プラットフォーム（JPlatPat）
- ② 調査対象範囲：～ 2000年〇月〇日（商標公報発効日（国内））
- ③ 検索に用いた項目
例）称呼検索：称呼「アイピーシーシー」、区分「△△」
- ④ 調査実施者：弁理士 〇〇〇〇（調査経験 12年）

- ・本商標に紛らわしい先行商標（例えば、マークと指定商品等の何れも紛らわしい商標）が確認された場合は、その先行商標を示し、本願商標とは非類似と判断する理由を簡単に記載してください。
- ・紛らわしい先行商標が確認されない場合には、その旨記載してください。

調査結果

先行商標1：登録〇〇〇〇〇〇〇〇号公報

先行商標 1

先行商標2：登録△△△△△△△号公報

先行商標 2

対比

- 先行商標1と本願商標とを対比すると・・・が大きく異なるため・・・。
- 先行商標2と本願商標とを対比すると・・・が大きく異なるため・・・。

- ・審査において適正な評価を受けられるように、外国での調査結果（国際機関や主な外国出願先における無料データベースによる検索結果）を少なくとも1つ添付することをお勧めします。
- ・外国での調査結果を作成する場合は、下記の記載例を参考にしてください。

（※）調査方法、手順等について不明点等ございましたら、私どもで開設しております「知財総合支援窓口」をご活用ください。

<外国調査データベースを用いた例>

- ・調査データベース/調査対象範囲（蓄積データ最新日付または調査実行日）/ 検索に用いた項目/調査実施者（調査経験年数又は調査担当件数）を記入してください。
- ・調査会社、現地代理人等による調査報告書がある場合には同報告書の写しを添付してください。
- ・※ 注）検索に用いた項目は、（称呼、区分等）を具体的に記入してください。

調査条件

- ① 調査データベース：TM VIEW
- ② 調査対象範囲：～ 2000年〇月〇日
- ③ 検索に用いた項目
例) 入力キーワード「PCC」、区分「△△」
- ④ 調査実施者：弁理士 〇〇〇〇（調査経験 12年）

- ・本願商標に紛らわしい先行商標が確認された場合には、その先行商標を示し、本願商標とは非類似と判断する理由を簡単に記載してください。
- ・紛らわしい先行商標が確認されない場合には、その旨記載してください。

調査結果

上記の検索で〇〇件ヒットしたが、本願商標に類似する商標は確認されなかった。

13. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

- ・国内・国外は問いません。権利の種類、取得した国名、取得日を記入してください。
- ・申請内容に関連する技術の権利は必ず記載してください。

種類	名称	登録番号/出願番号	取得国/出願国	取得/出願日
特許	〇〇装置	特許第〇〇〇〇〇〇号	日本	2010/07/05
特許	〇〇〇方法	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇号	日本	2015/10/23
商標	〇〇〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇号	タイ	2018/03/15

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）
 ※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

・選任弁理士が所属する事務所名、住所、連絡先、選任弁理士の氏名等を記入してください。

事務所名：〇〇〇〇特許事務所
 所在地：東京都〇区〇〇 〇-〇-〇
 代表社名：〇〇 〇〇 担当弁理士：〇〇 〇〇
 連絡先：xxx-xxx-xxxx xxxxxxxx@xxxxx.jp
 （選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

可	<input checked="" type="radio"/>	不可	
不可を選択した場合にはその理由			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	<input checked="" type="radio"/>
---	--	---	----------------------------------

（有の場合のその内容）

補助事業者名 （自治体等）	
対象となる案件 の出願番号	
出願国	
助成制度の内容	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 確認後、5項目全てチェック </div>

17. 確認事項（にチェック）

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第11条に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第21条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（4）及び第21条に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（5）に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。

18. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	xxx部xxx課長	xxxxxxx		
電話番号	xxx-xxx-xxxx	内線 xxx	メールアドレス	xxxxxxx@xxxx.jp

部署名、役職名等、省略し
ないで全て記入してくだ
さい。